

戸数計算制度について

- (1) 戸数計算制度とは共同住宅等に水道局が設置した1個の水道メーター（親メーター）で計量した使用水量を、各戸が均等に使用したものとみなし、また、各戸に口径20ミリメートルの水道メーターが設置されたものとみなして料金を計算し、所有者等に一括して請求する制度です。
- (2) 戸数計算の適用範囲
- ・ 共同住宅等で、それぞれの区分された部屋に直接出入りが可能な構造の建物であって、各部屋に台所及びトイレの設備がある住宅・事務所および店舗等を対象といたします。
 - ・ 賃貸住宅であるか分譲住宅であるかは問いません。

（下記注意事項を参照してください。）

- ※ 戸数計算の取扱いは、戸数計算適用申請書の提出があった日以降の料金算定から適用いたします。
- ※ 戸数計算適用申請書の提出があった共同住宅等に店舗、事務所等が2戸以上あっても1戸とし、実入居の専用户数を加算した数を料金算定基礎戸数とします。
- ※ 使用水量の少ない世帯が多いと、戸数計算を適用することによって料金が上がる場合があります。
- ※ 戸数計算制度の取扱いの申込みは、共同住宅等の所有者または代表の方をお願いしております。
- ※ 寮（学生・会社）及び老人ホーム等、共同で使用される食堂・浴室等有る建物及び店舗ビルなど住居を伴わない建物に戸数計算制度は適用されません。

(3) 水道料金の計算方法(下水道使用料も同様に別途計算します)

たとえば、共同住宅等で5戸の水道使用者が、口径25ミリメートルの水道メーターで2ヶ月200立方メートルを使用された場合、通常の料金算定方法により算定した料金は50,391円（消費税相当額を含む）となりますが、戸数計算により料金算定した料金は下のようになります。

基本料金 0 m ³ (20 mm)		1戸あたりの料金	5戸分の合計
1,910 円		1,910 円 + 280 円 + 3,100 円	5,290 円 × 5 戸 × 1.10 (消費税相当額を加算)
従量料金	従量料金		
1～20 m ³ まで 14 円 × 20 m ³ 280 円	21～40 m ³ まで 155 円 × 20 m ³ 3,100 円		
		5,290 円	29,095 円

上記計算から建物全体の水道使用料金は29,095円となり、この料金を5戸で分担していただくことになります。（別途計算した下水道使用料も加算します）